

まつどししょうがいしゃけいかくさくてい
松戸市障害者計画策定のためのアンケート調査
ちょうさ きょうりょく ねが
調査ご協力のお願い

ひごろ ほんしぎょうせいうんえい かん りかい きょうりょく たまわ あつ れいもう あ
日頃より本市行政運営に関し、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

まつどし こんご しょうがいしゃしきく すいしん はか げんこう しょうがいしゃけいかく みなお
さて、松戸市では、今後の障害者施策の推進を図るため、現行の障害者計画を見直し、
れいわ ねんど はじ あら しきけいかく さくてい む じゅんび
令和9年度から始まる新たな次期計画の策定に向けて準備をしております。

このアンケート調査は、新たな計画に市民の皆様の意見を反映させるためのもので、
れいわ ねん がつ にちげんざい しょうがいしゃてちょう も しょうがいふくし だいしょう なんびょう
令和7年7月15日現在で、障害者手帳をお持ちか障害福祉サービスの対象となる難病
してい う かた しょうがいしゃてちょう も かた しょうがいふくし だいしょう なんびょう
指定を受けている方から 5,000人、障害者手帳をお持ちでない方から 1,000人を
むさく い えら きょうりょく ねが
無作為に選び、ご協力をお願いするものです。

なお、本調査票は障害者手帳をお持ちか障害福祉サービスの対象となる難病指定を
う かた だいしょう
受けている方を対象としたものになります。

ちょうさけっか しょうがいしゃしきく すいしん しきけいかくさくてい きそしりょう かつよう
調査結果は、障害者施策の推進、および次期計画策定のための基礎資料として活用
ます。また、むきめい おこな どうけいてき しょうり こじん とくてい こべつ かいどう
します。また、無記名で行い統計的に処理するため、個人が特定されたり、個別の回答を
こうひょう
公表することはございません。

いそが まこと きょうしゅく ちょうさ しゅし りかい かいとうたまわ
お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答賜りますよ
ねが もう あ
うお願い申し上げます。

れいわ ねん がつ
令和7年●月

まつどしちょう まつど たかまさ
松戸市長 松戸 隆政

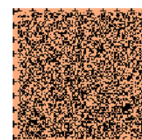
この調査票についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします

まつどしやくしょ しょうがいふくしか
松戸市役所 障害福祉課

でんわ ちよくつう
電話：047-366-7348（直通）/FAX：047-366-7613

ど にち しゅくじつ ねんまつねんしのぞ
（土、日、祝日、年末年始除く 8：30～17：00）

E-mail：mcshougaihukushi@city.matsudo.chiba.jp



○●ご記入にあたってのお願い●○

(調査票・返信用封筒には氏名を記入しないでください)

1. 質問文の中で「あなた」とある場合は、この調査票が送られたあて名の方(ご本人)をさしています。ご本人がお答えになれないときは、ご家族の方などがご本人の立場からご記入いただいてもかまいません。

2. お答えは、質問にしたがってあてはまる番号を○で囲むか、言葉や数字を記入してください。なお、答えたくないことなどは、無理にお答えいただかなくてもかまいません。

《視覚障害のある方、視覚障害のある方を介助なさっている方へ》

この調査票については、点字や録音での回答が困難であるため、誠に申し訳ありませんが、点字版や録音版をご用意しておりません。ご記入にあたりましては、日頃、介助をなさっている方のご協力をいただきますよう、お願いいたします。

3. ご記入いただきました調査票は、お手数ですが●月●日(●)までに、同封の返信用封筒に三つ折りにして封入し、ポストに投函してください。切手を貼る必要はありません。

松戸市障害者計画策定のための本アンケート調査は、業務を松戸市から受託し、株式会社 名豊が実施しており、調査票送付先も株式会社 名豊となります。なお、調査の実施については松戸市公式ホームページにも掲載がございますので、併せてご参照ください。



URL：*****

4. インターネットを利用してパソコンやスマートフォン等からも回答できます。

- 下記のURLにアクセスするか、右のQRコードを読み込んでください。

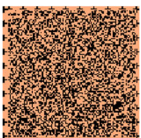
URL：*****

- 入力する際は、IDを入力してください。

ID：



- インターネットを利用して回答していただく場合は調査票の返送は不要です。



あなたや家族のことについておたずねします。

問1. あなたの年齢（□の中に数字を記入）

令和7年7月15日現在で

満

歳

問2. 現在一緒に住んでいる方はどなたですか。（あてはまるものすべてに○）

- | | | |
|---------------------|---------------|----------------|
| 1. 配偶者（妻・夫） | 5. 兄弟・姉妹 | 9. その他（ ） |
| 2. 子ども・子どもの配偶者（嫁・婿） | 6. 孫 | 10. 寮や施設の職員や仲間 |
| 3. 親 | 7. その他の親族 | 11. ひとりで暮らしている |
| 4. 祖父母 | 8. 友人など親族以外の人 | |

問3. 現在、一緒に住んでいる方は何人ですか。

あなたご自身を含めた人数を記入してください。

人

問4. どの手帳をお持ちですか。お持ちの手帳の種類と等級もしくは障害の程度をお答えください。（あてはまるものすべてに○）

- | |
|----------------------------------|
| 1. 身体障害者手帳（1級・2級・3級・4級・5級・6級） |
| 2. 療育手帳（Aの1・Aの2・Aの1・Aの2・Bの1・Bの2） |
| 3. 精神障害者保健福祉手帳（1級・2級・3級） |

問5. あなたの障害者総合支援法での障害支援区分は、次のどれですか。

あてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | | |
|-------------------------|--------|--------|
| 1. 認定を受けていない（児童や非該当を含む） | 2. 区分1 | 3. 区分2 |
| 4. 区分3 | 5. 区分4 | 6. 区分5 |
| | | 7. 区分6 |

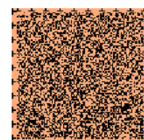
障害福祉サービス受給者証	
受給者証番号	00000000000000
住所	千葉県松戸市根本387番地の5
フリガナ	マツト・タロウ
氏名	松戸 太郎
生年月日	昭和00年00月00日
フリガナ	
氏名	
生年月日	
障害種別	1
交付年月日	令和00年00月00日
市町村番号	122077
支給市町村名 及び印	松戸市長 松戸隆政 松戸市 障害福祉課 松戸市根本387番地の5 電話 (047) 389-7348 ファックス (047) 389-7613

介護給付費の支給決定内容	
障害支援区分	区分4
認定有効期間	令和00年00月00日から令和00年00月00日まで
サービス種別	施設入所支援
支給量等	
支給決定期間	令和00年00月00日から令和00年00月00日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
予備欄	

サービス種別	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	
予備欄	

障害支援区分とは、こちらの
受給者証が発行されている
方であり、サービス利用申請
に対する支給を障害や心身
の状態などにより必要な
支援を1～6段階に分けた
区分です。1が支援の度合い
が低く、6がもっとも高くな
っています。

注）障害者手帳をお持ちの方全てに受給者証が発行されているわけではなく、
受給者証をお持ちの方であっても、区分明記されていない方もいます。その場合は、
選択肢1「認定を受けていない」を選択してください。



問6. あなたに障害があるとわかったのはいつごろですか。(1つに○)

1. 出生前または出生時

2.

さいごろ
歳頃

3. わからない

問7. あなたの障害や病気の種類は、次のどれですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 視覚障害

2. 聴覚・平衡機能障害

3. 音声・言語・そしゃく機能障害

4. 肢体不自由(上肢、下肢、体幹、運動機能障害)

5. 内部障害(心臓、呼吸器、じん臓、肝臓、ぼうこう、直腸、小腸、免疫など)

6. 知的障害

7. 精神障害

8. 発達障害(自閉症スペクトラム障害、注意欠陥・多動性障害、学習障害)

9. 難病

10. その他()

11. わからない

問8. 以下の選択肢のうち、あなたの心身の状態に該当するものはありますか。

(あてはまるものすべてに○)

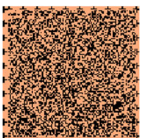
1. 強度行動障害

2. 高次脳機能障害

3. 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態)

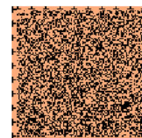
4. 医療的ケア(日常生活を営むにあたって恒常的に人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引等を受けることが不可欠)を必要としている

5. いずれにも該当しない



問9. あなたの住まいの地域を教えてください。(1つに○)

ア行	サ行	ナ行	マ行
1. 秋山	35. 栄町	59. 仲井町	90. 牧の原
2. 旭町	36. 栄町西	60. 中金杉	91. 松戸
3. 岩瀬	37. 七右衛門新田	61. 中根	92. 松戸新田
4. 大金平	38. 下矢切	62. 中根長津町	93. 松飛台
5. 大橋	39. 新作	63. 中矢切	94. 馬橋
6. 大谷口	40. 新松戸	64. 中和倉	95. 三ヶ月
7. 大谷口新田	41. 新松戸北	65. 西馬橋	96. 緑ヶ丘
	42. 新松戸東	66. 西馬橋相川町	97. 南花島
	43. 新松戸南	67. 西馬橋蔵元町	98. 南花島中町
カ行	44. 千駄堀	68. 西馬橋幸町	99. 南花島向町
8. 上総内	45. 外河原	69. 西馬橋広手町	100. 稔台
9. 金ヶ作		70. 二十世紀が丘柿の木町	101. 三矢小台
10. 紙敷	タ行	71. 二十世紀が丘戸山町	102. 六実
11. 上本郷	46. 高塚新田	72. 二十世紀が丘中松町	103. 主水新田
12. 上矢切	47. 高柳	73. 二十世紀が丘梨元町	
13. 河原塚	48. 高柳新田	74. 二十世紀が丘萩町	ヤ行
14. 北松戸	49. 竹ヶ花	75. 二十世紀が丘丸山町	104. 横須賀
15. 串崎新田	50. 竹ヶ花西町	76. 二十世紀が丘美野里町	105. 吉井町
16. 串崎南町	51. 田中新田	77. 根木内	
17. 久保平賀	52. 常盤平	78. 根本	ラ行
18. 栗ヶ沢	53. 常盤平陣屋前	79. 野菊野	106. 六高台
19. 栗山	54. 常盤平西窪町		107. 六高台西
20. 幸田	55. 常盤平双葉町	ハ行	
21. 幸谷	56. 常盤平松葉町	80. 八ヶ崎	ワ行
22. 古ヶ崎	57. 常盤平柳町	81. 八ヶ崎緑町	108. 和名ヶ谷
23. 小金	58. 殿平賀	82. 東平賀	
24. 小金上総町		83. 東松戸	
25. 小金きよしヶ丘		84. 日暮	
26. 小金清志町		85. 樋野口	
27. 小金原		86. 平賀	
28. 小根本		87. ニツ木	
29. 小山		88. ニツ木二葉町	
30. 胡録台		89. 本町	
31. 五香			
32. 五香西			
33. 五香南			
34. 五香六実			



コミュニケーション手段についておたずねします。

問10. あなたは、意思の伝達を図る場合、特別な技術や用具を使っていますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| 1. 使っていない | 9. 要約筆記 |
| 2. 補聴器や人工内耳などの補聴機器 | 10. 文字盤 |
| 3. 携帯用会話補助装置・発声補助器 | 11. パソコン(メールなど)・意思疎通支援機器 |
| 4. 携帯電話・スマートフォン・タブレット | 12. ファックス |
| 5. 点字 | 13. 読話 |
| 6. 口話 | 14. 触手話 |
| 7. 手話 | 15. コミュニケーションボード(絵・カードなど) |
| 8. 筆談 | 16. その他() |

問11. あなたはコミュニケーションの手段として手話を使ってみたいと思いますか。(1つに○)

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 積極的に手話を学んで使いたい | 3. 使いたくない |
| 2. 必要とする場面があれば使いたい | 4. わからない |

健康と医療についておたずねします。

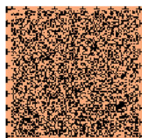
問12. あなたの医療機関の利用状況は次のうちどれですか。(1つに○)

- | | |
|-----------------------------|--------|
| 1. 医療機関(歯科医療機関を含む)にはかかっていない | 3. 通院中 |
| 2. 在宅医療利用中(訪問看護・訪問歯科治療含む) | 4. 入院中 |

問13. あなたは、健康管理や医療について困ったり、不便に思うことがありますか。

(あてはまるものすべてに○)

- 近所に診てくれる医師がいない
- 専門的な治療を行っている医療機関が近くにない
- いつでも入院できる身近な病院がない
- リハビリテーションを行っている機関が近くにない
- 通院するときに付き添いをしてくれる人がいない
- 往診を頼める医師がいない
- 往診を頼める歯科医師がいない
- 歯科診療を受けられない
- 定期的に健康診断を受けられない
- コミュニケーションがうまくできないため症状が正確に伝わらず必要な治療が受けられない
- 受診手続きや案内など障害のある人への配慮が不十分
- 医療費の負担が大きい
- その他()
- 特に困ったことはない



日常生活についておたずねします。

問14. 次の中で、誰かに手伝ってもらう必要がある項目はありますか。なお、補装具や特別な技術、用具などを使用してできる場合、「一人でできる」とします。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 食事 | 9. 買物・余暇活動などの外出 |
| 2. 食事の支度や後片付 | 10. 通学・通勤・通院 |
| 3. 着替え | 11. 役所などの手続き |
| 4. トイレ | 12. 服薬 |
| 5. 入浴 | 13. 金銭の管理 |
| 6. 家の中の移動 | 14. 生活リズムを保つ（就寝・起床や食事の時間などを、毎日規則正しくする） |
| 7. 口腔清掃（歯磨き） | 15. すべて一人でできる |
| 8. 身の回りの掃除、洗濯など | |

問19にお進みください

問14 で何らかの手助けを受けていると答えた方（1～14のうち1つでも○と答えた方）におたずねします。

問15. 普段、主にあなたの介助（手助け）をしている方はどなたですか。（介護時間の長い方を2つまで○）

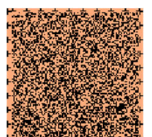
- | | | |
|-------------|-----------------|--------------|
| 1. 配偶者（妻・夫） | 4. 子ども | 7. 祖父母 |
| 2. 母 | 5. 子どもの配偶者（嫁・婿） | 8. その他の家族・親戚 |
| 3. 父 | 6. 兄弟・姉妹 | 9. 家族・親戚以外 |

問18にお進みください

問15 で1～8に○をつけた方におたずねします。

問16. 介助をしている方は何歳代ですか。（1つに○）

- | | | | |
|----------|---------|---------|----------|
| 1. 20歳未満 | 3. 30歳代 | 5. 50歳代 | 7. 70歳代 |
| 2. 20歳代 | 4. 40歳代 | 6. 60歳代 | 8. 80歳以上 |



問15で1～8に○をつけた方におたずねします。

問17. 介助をしている方の健康状態はいかがですか。(1つに○)

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1. 良好 | 5. 腰痛・しびれ症状がある |
| 2. 病弱・病気がち | 6. 精神的に疲れている |
| 3. 病弱・病気で定期的に通院している | 7. その他 () |
| 4. 体力的に疲れている | |

問15で9に○をつけた方におたずねします。

問18. 介助をしている方はどなたですか。(1つに○)

- | | |
|----------------|--------------|
| 1. ホームヘルパー | 5. 施設・寮などの職員 |
| 2. 家政婦(夫)・家事代行 | 6. 近所の人 |
| 3. 友人・知人・仲間 | 7. その他 () |
| 4. ボランティア | |

障害福祉サービスの利用についておたずねします。

問19. 過去1年の間に、障害福祉サービス等(7ページ1～22のサービス)を利用したことがありますか。(1つに○)

※サービスの説明については、この調査票の巻末【障害福祉サービス等の内容(27～28ページ)】を参照してください。

- | | |
|--------------|--------------------------|
| 1. 利用したことがある | → 問20 A・B・C欄、問21にお進みください |
| 2. 利用したことがない | → 問20 C欄、問25にお進みください |
| 3. わからない | → 問26にお進みください |

問20. 7ページの項目A・B・C欄について、以下のとおりそれぞれ教えてください。

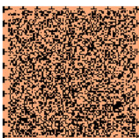
問19で1に○をつけた方におたずねします。

A欄: 現在(過去1年の間)、利用しているサービスを教えてください。(あてはまるものすべてに○)

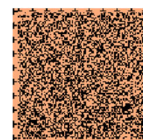
B欄: 現在使用しているサービスで、今後3年間、どのくらい利用したいですか。(各項目1つに○)

問19で2に○をつけた方におたずねします。

C欄: 現在利用していないサービスで、今後利用したいサービスを教えてください。
(あてはまるものすべてに○)



サービス名		A	B			C
		利用状況 (あてはまるものすべてに○)	今後3年間の 利用希望 (各項目1つに○)			利用していないサービスの 利用意向 (あてはまるものすべてに○)
		利用している	同じ程度	増やしたい	減らしたい	利用したい 今後新たに
記入例) 1 居宅介護 (ホームヘルプ)		○	○			
記入例) 6 生活介護						○
訪問	1 居宅介護 (ホームヘルプ)					
	2 重度訪問介護					
	3 同行援護					
	4 行動援護					
	5 重度障害者等包括支援					
日中活動	6 生活介護					
	7 自立訓練 (機能訓練)					
	8 自立訓練 (生活訓練)					
	9 就労移行支援					
	10 就労継続支援 (A型)					
	11 就労継続支援 (B型)					
	12 就労定着支援					
	13 療養介護					
居住	14 短期入所 (ショートステイ)					
	15 施設入所支援					
	16 グループホーム					
相談	17 自立生活援助					
	18 計画相談支援					
生活支援	19 地域移行・定着支援					
	20 訪問入浴サービス					
	21 日中一時支援					
	22 移動支援					



問19で1に○をつけた方におたずねします。

問21. 障害福祉サービス（７ページ１～22のサービス）を利用するにあたっては、サービス等利用計画の作成が必要になります。あなたは、どのようにサービス等利用計画を作成していますか。
（１つに○）

1. 以前、相談支援専門員に作成してもらったことがあるが、現在は自分で作成している
(セルフプラン)
2. 以前から、自分で作成している (セルフプラン)
3. 現在、相談支援専門員に作成してもらっている
4. わからない
- とい すす
問23 にお進みください

問23 ^{とい}にお進み^{すす}ください

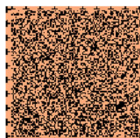
問21 で 1、2 に○をつけた方におたずねします。

問22. セルフプランを作成している理由は何ですか。(1つに○)

1. 早急^{さっきゅう}にサービスを利用^{りよう}したいから
2. 自身^{じしん}で利用^{りよう}するサービス、事業所^{じぎょうしょ}を選^{せん}択^{たく}できるから
3. 相談事業所^{そうだんじぎょうしょ}について、よく理^り解^{かい}していないから
4. その他（

問23. 障害福祉サービスを受けるにあたって、事業所に受け入れ（サービス提供）を拒否されたことはありますか。（どちらかに○）

1. ある → 問24にお進みください
2. ない → 問26にお進みください



問23 で1に○をつけた方におたずねします。

問24. 拒否された障害福祉サービスの種別を以下の選択肢から選んでください。また拒否された理由を以下の選択肢から選んでください。

拒否された障害福祉サービスの番号	拒否された理由の番号

拒否された障害福祉サービス

1. 居宅介護（ホームヘルプ）	9. 就労移行支援	17. 自立生活援助
2. 重度訪問介護	10. 就労継続支援（A型）	18. 計画相談支援
3. 同行援護	11. 就労継続支援（B型）	19. 地域移行・定着支援
4. 行動援護	12. 就労定着支援	20. 訪問入浴サービス
5. 重度障害者等包括支援	13. 療養介護	21. 日中一時支援
6. 生活介護	14. 短期入所（ショートステイ）	22. 移動支援
7. 自立訓練（機能訓練）	15. 施設入所支援	
8. 自立訓練（生活訓練）	16. グループホーム	

拒否された理由

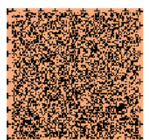
1. 希望する時間帯の定員に余裕がなかったため
2. 希望する時間帯がサービス提供外の時間であったため
3. 障害の程度や特性が希望する事業所では対応することが困難なケースであったため
4. その他事業所では対応できない困難なケースであったため
5. 新規利用者を受け入れる余裕が事業所になかったため
6. その他（ ）

問19 で2に○をつけた方におたずねします

問25. あなたが障害福祉サービス等（7ページ1～22 のサービス）を利用していない理由を教えてください。（あてはまるものすべてに○）

※サービスの説明については、この調査票の巻末【障害福祉サービス等の内容（27～28 ページ）】を参照してください。

1. 自分でできるから	6. 障害福祉サービス以外の支援を受けているから
2. 利用したいサービスがないから	7. 利用の仕方がわからないから
3. 家族などの介護で十分だから	8. その他（ ）
4. 他人に介護されるのが嫌だから	9. 特にない
5. 利用料の負担が大きいから	10. わからない



相談支援についておたずねします。

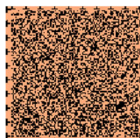
問26. 松戸市では障害者等から虐待・差別を含む障害分野の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う窓口として基幹相談支援センターを設置しています。

あなたは住まいの地域の基幹相談支援センターを知っていますか。(1つに○)

- | | |
|----------------------------|----------------|
| 1. 知っており、利用している(利用したことがある) | → 問28 にお進みください |
| 2. 知っているが、利用したことはない | → 問27 にお進みください |
| 3. 今まで知らなかった | → 問28 にお進みください |

※各基幹相談支援センターの対象地域

	対象地域
ちゅうおうき かん 中央基幹 相談支援センター CoCo	ねもと よしいちよう こねもと みどりがおか まつどしんでん なかいちよう みのりだい いわせ のぎくの 根本・吉井町・小根本・緑ヶ丘・松戸新田・仲井町・稔台・岩瀬・野菊野・ ころくだい さかえちよう さかえちようにし ひのくち こがさき かみほんごう きたまつど たけがはな たけがはなにしまち 胡録台・栄町・栄町西・樋野口・古ヶ崎・上本郷・北松戸・竹ヶ花・竹ヶ花西町・ みなみはなしま みなみはなしまなかまち みなみはなしまむこうまち ほんちよう まつど こやま にじゅっせいき おか 南花島・南花島中町・南花島向町・本町・松戸・小山・二十世紀が丘 みのりちよう かみやきり なかやきり しもやぎり みやこだい にじゅっせいき おかかき きちよう にじゅっせいき 美野里町・上矢切・中矢切・下矢切・三矢小台・二十世紀が丘柿の木町・二十世紀 おかはぎちよう おおはし くりやま かわらづか たなかしんでん かみしき ひがしまつど あきやま たかつかしんでん が丘萩町・大橋・栗山・河原塚・田中新田・紙敷・東松戸・秋山・高塚新田・ わながや にじゅっせいき おかまるやまちよう にじゅっせいき おかなかつちよう にじゅっせいき おかとやまちよう 和名ヶ谷・二十世紀が丘丸山町・二十世紀が丘中松町・二十世紀が丘戸山町・ にじゅっせいき おかなしもとちよう 二十世紀が丘梨元町
こがねき かん 小金基幹 相談支援センター おんぷ	こうで なかかなすぎ ひらが ひがしひらが とのひらが くほひらが おおかねだいら おおやぐち こがね 幸田・中金杉・平賀・東平賀・殿平賀・久保平賀・大金平・大谷口・小金・ こがね おか こがねかずさちよう こがねきよしちよう ふたつぎ ふたつぎふたばちよう ねぎうち 小金きよしヶ丘・小金上総町・小金清志町・二ツ木・二ツ木二葉町・根本内・ こがねはら くりがさわ はちがさき よこすか しんまつど しんまつどひがし しんまつどきた あさひちよう 小金原・栗ヶ沢・八ヶ崎・横須賀・新松戸・新松戸東・新松戸北・旭町・ そとがわら しちうえもんしんでん もんとしんでん しんまつどみなみ にしまばし にしまばしあいかわちよう にしまばし 外河原・七右衛門新田・主水新田・新松戸南・西馬橋・西馬橋相川町・西馬橋 くらもとちよう にしまばしさいわいちよう にしまばしひろてちよう まばし みこぜ こうや はちがさきみどりちよう 蔵元町・西馬橋幸町・西馬橋広手町・馬橋・三ヶ月・幸谷・八ヶ崎緑町・ なかね しんざく なかねながつちよう なかわくら 中根・新作・中根長津町・中和倉
ときわだいらき かん 常盤平基幹 相談支援センター ふれあい	かねがさく せんだぼり ときわだいら ときわだいらふたばちよう ときわだいらにしくぼちよう ときわだいらじんやまえ ときわだいら 金ヶ作・千駄堀・常盤平・常盤平双葉町・常盤平西窪町・常盤平陣屋前・常盤平 やなぎちよう まき はら ひぐらし ときわだいらまつぼちよう くしきみなみまち くしきしんでん まつひだい ごこう 柳町・牧の原・日暮・常盤平松葉町・串崎南町・串崎新田・松飛台・五香・ ごこうにし ごこうみなみ ごこうむつみ たかやなぎ たかやなぎしんでん むつみ ろっこうだいにし ろっこうだい 五香西・五香南・五香六実・高柳・高柳新田・六実・六高台西・六高台



問26で2に○をつけた方におたずねします

問27. 基幹相談支援センターを利用しない理由はどのような理由のためですか。(あてはまるものすべてに○)

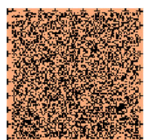
1. 具体的にどのようなサービスの提供を受けられるかわからないため
2. 具体的にどのようなサービスの提供を受けられるかは知っているが、必要としていないため
3. 電話が通じない等、予約が困難なため
4. 立地が悪く訪問が困難なため
5. 相談すること自体にハードルを感じるため
6. その他 ()

問28. 基幹相談支援センターでは障害福祉サービスの相談に加えて、ひきこもりの相談も行っています。あなたはひきこもり相談を行っていることを知っていましたか。(1つに○)

1. 知っており、利用している (利用したことがある)
2. 知っているが利用したことはない
3. 今まで知らなかった

問29. 松戸市では、高齢者総合相談窓口を拡充し、平成30年度から「福祉まるごと相談窓口」を設置しています。福祉に関する困りごと(ダブルケアの相談・サービスや制度を知りたい・どこに相談してよいかわからないなど)の相談窓口です。専門職と一緒に考え、必要なサービスを紹介したり、担当の課におつなぎしたりしています。あなたは、「福祉まるごと相談窓口」を知っていますか。(1つに○)

1. 知っており、利用している (利用したことがある)
2. 知っているが、利用したことはない
3. 今まで知らなかった



住まいや生活についておたずねします。

問30. 現在、あなたが住まいのところは次のどれですか。病院に入院している方は入院前のお住まいについてお答えください。(1つに○)

- | | |
|------------|------------|
| 1. 持家 | 4. 障害者支援施設 |
| 2. 賃貸住宅 | 5. 病院に入院中 |
| 3. グループホーム | 6. その他() |

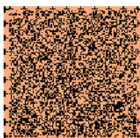
問31. 将来、あなたはどのような生活をしたいと思いますか。(もっともあてはまるもの1つに○)

- | |
|--|
| 1. 自宅で福祉サービスを利用しながらひとりで暮らす |
| 2. 自宅で家族と暮らす |
| 3. 食事や身の回りの世話をする人のいる共同住宅(グループホーム)※などで暮らす |
| 4. 入所施設で暮らす |
| 5. その他() |
| 6. わからない |

※共同住宅(グループホーム)…共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

問32. あなたは、現在の暮らしの状況(家計の状況)について、どのように感じていますか。(1つに○)

- | | |
|---------------|----------|
| 1. たいへんゆとりがある | 4. やや苦しい |
| 2. まあまあゆとりがある | 5. 苦しい |
| 3. ふつう | |



にっちゅう す かた
日中の過ごし方についておたずねします。

とい げんざい にっちゅう おも す
問33. 現在、あなたは日中を主にどのように過ごしていますか。(もっともあてはまるもの1つに○)

1. 正職員として、松戸市内企業に勤務(通勤)している
2. 正職員として、松戸市外企業に勤務(通勤)している
3. 正職員以外として、松戸市内企業に勤務(通勤)している
4. 正職員以外として、松戸市外企業に勤務(通勤)している
5. 在宅勤務をしている
6. 自営業をしている
7. 障害のある人のための就労施設(就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター)を利用している
8. 7以外の障害者のための通所サービスまたは、介護保険の通所サービスを利用している
9. 病院などのデイケアを利用している
10. 学校に通っている
11. 家庭内で過ごしている
12. その他

とい すす
 問34～36にお進みください

とい すす
 問38にお進みください

とい すす
 問37にお進みください

とい すす
 問38にお進みください

とい かた
問33で1～7に○をつけた方におたずねします。

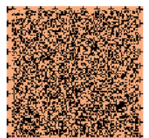
とい しごと さぎょうないよう つぎ
問34. あなたの仕事、作業内容は次のどれですか。(1つに○)

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 1. 事務職 | 6. 店員・販売員 |
| 2. 営業職 | 7. 作業労働(クリーニング・清掃・工事など) |
| 3. 専門・技術職 | 8. 受注作業 |
| 4. 製造・加工業 | 9. その他() |
| 5. 農業・園芸 | 10. わからない |

とい きかん げんざい しごと しゅうろうしせつりよう けいぞく おこな
問35. どれくらいの期間、現在のお仕事、就労施設利用を継続して行っていますか。(1つに○)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 3ヶ月未満 | 4. 3年以上5年未満 |
| 2. 3ヶ月以上1年未満 | 5. 5年以上10年未満 |
| 3. 1年以上3年未満 | 6. 10年以上 |

とい すす
 問38にお進みください



問35 で 2 ～ 6 に○をつけた方におたずねします。

問36. 継続できている理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| 1. 自分の技術や能力が生かせる | 7. 労働時間が短い |
| 2. やりがいがある | 8. 収入が必要であるため |
| 3. 職場の理解がある | 9. 通勤しやすい(通勤手段が確保されている) |
| 4. 職場以外の機関による相談や支援がある | 10. 特にない |
| 5. 職場と自宅が近い | 11. その他() |
| 6. 自宅でできる | 12. わからない |

問33 で 11 に○をつけた方におたずねします。

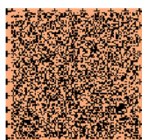
問37. その理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1. 障害・病気など健康上の理由 | 7. 仕事を続ける自信がない |
| 2. 高齢のため | 8. 仕事をする必要がない |
| 3. 自分の障害の状況にあった仕事がない | 9. 育児中または介護中である |
| 4. 収入・仕事の内容など条件があわない | 10. その他() |
| 5. 通勤が困難である | 11. 特に理由はない |
| 6. 人間関係に不安がある | |

全員がお答えください。

問38. あなたは、将来日中をどのように過ごしたいですか。(もっともあてはまるもの1つに○)

- 正職員として、松戸市内企業で勤務(通勤)したい
- 正職員として、松戸市外企業で勤務(通勤)したい
- 正職員以外として、松戸市内企業で勤務(通勤)したい
- 正職員以外として、松戸市外企業で勤務(通勤)したい
- 在宅勤務をしたい
- 自営業を営みたい
- 障害のある人のための就労施設を利用したい(地域活動支援センターを含む)
- 7以外の障害のある人のための通所サービスまたは、介護保険の通所サービスを利用したい
- 病院などのデイケアを利用したい
- 学校に通いたい
- 家庭内で過ごしたい
- その他()
- 特にない



問39. どのような条件が整えば、働きやすくなると思いますか。現在勤めている方も、さらに働きやすくなるための条件をお答えください。（3つまでに○）

1. 体調に合わせて出勤日数や労働時間を調整できる
2. 雇い主が病気や障害について理解したうえで雇ってくれる
3. 病気や障害のことを理解してくれる相談場所がある
4. 同じ病気・障害のある人が勤めている
5. 一般の職業に就けるように職業訓練ができる
6. 職業についたうえで段階的に訓練する
7. 仕事に慣れるまで「ジョブコーチ」に付き添ってもらえる
8. 一定期間が過ぎた後もずっと、定期的に見守りを続けてもらえる
9. 就労の相談ができる
10. その他（ ）
11. わからない
12. 特にない

外出（社会参加等）についておたずねします。

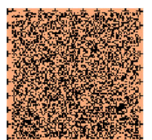
問40. あなたが外出する頻度はどれくらいですか。隣近所へ行く、買い物、通院などを含みます。（1つに○）

- | | |
|-----------|----------|
| 1. 週に4回以上 | 4. 月1～3回 |
| 2. 週に2～3回 | 5. 年に数回 |
| 3. 週1回 | 6. していない |
- 問45にお進みください

問40で1～5に○をつけた方におたずねします。

問41. どのような用事や目的で外出することが多いですか。（4つまでに○）

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 1. 仕事 | 8. 散歩 |
| 2. 施設通所・施設の利用 | 9. 食事 |
| 3. 病院への通院 | 10. 趣味・遊び・スポーツ |
| 4. 歯科医院への通院 | 11. サークル活動・グループ活動 |
| 5. 通学・通園 | 12. 友人とのつきあい |
| 6. 役所や銀行、郵便局などへの用事 | 13. 旅行 |
| 7. 買い物 | 14. その他（ ） |



とい 問42. あなたは、外出^{がいしゅつ}をするときに支援^{しえん}が必要^{ひつよう}ですか。(1つに○)

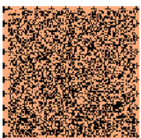
1. いつも支援^{しえん}が必要^{ひつよう}
2. 慣^なれた場所^{ばしょ}には一人^{ひとり}で行けるが、それ以外^{いがい}は支援^{しえん}が必要^{ひつよう}
3. 普段^{ふだん}は一人^{ひとり}で行けるが、調子^{ちょうし}が悪い場合は支援^{しえん}が必要^{ひつよう}
4. その他 ()
5. いつも一人^{ひとり}で外出^{がいしゅつ}できる

とい 問43. あなたが外出^{がいしゅつ}するときに利用^{りよう}している交通手段^{こうつうしゅだん}は何^{なん}ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--|--|
| 1. 徒歩 ^{とほ} | 8. 車 ^{くるま} いす・電動 ^{でんどう} 車 ^{くるま} いす (カート) |
| 2. 自 ^{じてん} 転 ^{しゃ} 車 | 9. 歩 ^ほ 行 ^{こう} 器 ^き ・シルバークー |
| 3. バイク | 10. タクシー |
| 4. 自 ^{じどう} 動 ^{しゃ} 車 (自 ^{じぶん} 分 ^{ぶん} で運 ^{うん} 転 ^{てん}) | 11. 障 ^{しょう} 害 ^{がい} 福 ^ふ 祉 ^し サービス等 ^ら の移 ^{とう} 送 ^{いそう} サービス |
| 5. 自 ^{じどう} 動 ^{しゃ} 車 (人 ^{ひと} に乗 ^の せてもら ^う) | 12. その他 () |
| 6. 電 ^{でん} 車 ^{しゃ} | |
| 7. バス | |

とい 問44. 外出^{がいしゅつ}のとき、困^{こま}ることがありますか。ここでは、特に市内^{とく し ない}のことについて教^{おし}えてください。
(あてはまるものすべてに○)

1. 電^{でん}車^{しゃ}やバスの乗^のり降^おりが困^{こん}難^{なん}
2. 道^{どう}路^ろや駅^{えき}に階^{かい}段^{だん}や段^{だん}差^さが多^{おほ}い
3. 歩^ほ道^{どう}が少^{すく}ない・狭^{せま}い
4. 外^{がい}出^{しゅつ}先^{つぎ}の建^た物^{もの}ななどの設^{せつ}備^びが不^ふ便^{べん} (通^{つう}路^ろ、トイ^れ、エレベーターなど)
5. 介^{かい}助^{じょ}してくれ^る人^{ひと}がい^{ない}
6. 障^{しょう}害^{がい}や症^{しょう}状^{じょう}が理^り解^{かい}されに^くい
7. 人^{ひと}と話^はすの^がむずかしい
8. 道^{みち}に迷^{まよ}う
9. 乗^{じょう}車^{しゃ}券^{けん}の購^{こう}入^{にゅう}・料^{りょう}金^{きん}の支^し払^{はら}い
10. その他 ()
11. 特^{とく}に不^ふ便^{べん}や困^{こま}ることは^{ない}
12. わからない



ち い き かつどう ぶん か かつどう こうりゆう
地域活動や文化・スポーツ活動、交流などについておたずねします。

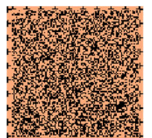
とい ねんかん しゅ み がくしゅう かつどう
問45. この1年間に、あなたは趣味や学習、スポーツなどの活動をしましたか。

(あてはまるものすべてに○)

1. コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・観戦
2. スポーツやレジャーなどの活動
3. 知識や技術を身につける学習活動
4. 趣味の活動
5. ボランティアなどの社会活動
6. 町会・自治会・子ども会・老人会などの地域活動
7. 障害者団体などの活動
8. 市民グループ主催の活動(イベント)
9. 市や県が主催する事業
10. 学校や事業所のイベントやサークル活動など
11. 旅行
12. その他 ()
13. 特にしなかった

とい こんご かつどう おち げんざい ひ つづ おこな ば あい ふく こた
問46. 今後はどのような活動をしたいと思いますか。現在から引き続き行う場合も含めてお答えください。(3つまでに○)

1. コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・観戦
2. スポーツやレジャーなどの活動
3. 知識や技術を身につける学習活動
4. 趣味の活動
5. ボランティアなどの社会活動
6. 町会・自治会・子ども会・老人会などの地域活動
7. 障害者団体などの活動
8. 市民グループ主催の活動(イベント)
9. 市や県が主催する事業
10. 学校や事業所のイベントやサークル活動など
11. 旅行
12. その他 ()



問47 障害のある人が気軽に外出したり、地域の行事に参加できるなど、松戸市は「障害のある人にとって社会参加しやすいまち」だと思いますか。（1つに○）

1. 思う → 問49 へお進みください
2. 思わない
3. わからない → 問49 へお進みください

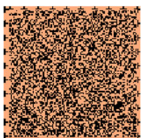
問47 で2に○をつけた方におたずねします。

問48 「障害のある人にとって社会参加しやすいまち」だと思わない理由として、充実していないことや不足していることは何ですか。（3つまでに○）

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 1. 参加しやすいような配慮 | 6. 移動しやすい交通機関や道路の整備 |
| 2. 魅力的な行事や活動 | 7. 地域の人たちへの広報や福祉教育 |
| 3. 障害のある人自身の積極性 | 8. 参加を補助するボランティアなどの育成 |
| 4. 家族の積極性 | 9. その他（ ） |
| 5. 利用しやすい施設の整備 | |

問49. 障害のある人の文化・スポーツ活動などをより一層活発にするために、どのようなことが必要だと思いますか。（3つまでに○）

- 障害のある人の自主的なグループづくり・リーダー育成などの支援
- 障害のある人のためのスポーツ大会・レクリエーション行事の充実
- 障害のない人との交流機会の拡充と障害への理解の促進
- 障害のある人が参加しやすい体制づくり
- 趣味・スポーツ・教養講座などの内容の充実
- 活動のための情報の周知または広報
- 活動にかかる費用の援助
- 障害のある人に配慮した施設・設備の充実
- 外出のための移動手段や介助の確保
- 学習の成果を発表する機会の充実
- コミュニケーションの支援
- その他（ ）
- 特になし
- わからない



障害のある人への権利擁護についておたずねします。

問50. あなたは、障害があることが原因で、日常生活の中で下記のような人権を損なう扱いを受けた経験がありますか。(あてはまるものすべてに○)

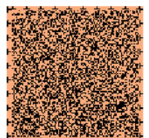
1. 希望した学校に入学できなかった
2. 希望する仕事に就けなかった
3. 職場での労働条件や給料が、周囲の人に比べて低い
4. 障害を理由に退職を迫られた
5. 電車や施設の利用を断られた
6. 親族の冠婚葬祭への出席を断られた、開催を知らされなかった
7. 家族や施設の人から暴力による虐待を受けた
8. 家族が退院を許可しなかった
9. 家族が治療・受診させなかった
10. 周りの人や施設の人から性的な嫌がらせを受けた
11. 知らない間に預金引き出されるなど、自分の財産が侵害された
12. 賃貸物件への入居や移転のとき、障害を理由に断られた
13. 食堂やホテルなどで利用を断られた
14. 医療機関から受診や治療を断られた
15. 歯科医療機関から受診や治療を断られた
16. その他()
17. 特になし

問51. 平成28年4月1日から「障害者差別解消法」が施行されました。この法律では、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者が、「障害を理由とする差別」をなくし、すべての人が障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しあいながら共に生きる社会をつくることを目指しています。あなたは、「障害者差別解消法」を知っていますか。(1つに○)

1. 知っており、内容も理解している
2. 言葉は知っているが、内容まではわからない
3. 今まで知らなかった

問52. 障害者差別解消法では、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(合理的配慮の提供)を求めています。あなたは、合理的配慮を知っていますか。また、合理的配慮を求めたことがありますか。(1つに○)

1. 知っており、合理的配慮を求めたことがある
2. 知っているが、合理的配慮を求めたことはない
3. 今まで知らなかった



問53. 松戸市では、障害者虐待防止・障害者差別相談センターを設置し、障害のある人に対する虐待や差別の相談を受け付けています。あなたは、通報・相談窓口※について知っていますか。
(1つに○)

1. 知っており、利用している(利用したことがある)
2. 知っているが、利用したことはない
3. 今まで知らなかった

※障害児の「虐待」に関する通報相談窓口は、柏児童相談所または市のこども家庭センターです。

問54. 松戸市では児童、高齢者、障害者に対する虐待のない誰もが安心して暮らせるまちの実現を目指すことを目的として「松戸市虐待防止条例」が令和2年4月1日から施行されました。あなたは「松戸市虐待防止条例」を知っていましたか。(どちらかに○)

1. 知っている
2. 知らなかった

問55. 障害や疾病などにより判断能力が十分でない人の権利を守る「成年後見制度」を知っていますか。また、利用したいですか。(1つに○)

1. すでに利用している
2. どのような制度か知っており、今後、制度を利用したい
3. どのような制度か知っているが、今後、制度を利用する予定はない
4. どのような制度か知らない

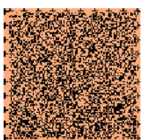
問55で3に○をつけた方におたずねします。

問56. 利用しない理由はなんですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|------------------|------------------|
| 1. 利用方法がわからない | 4. 親族や自分でなんとかしたい |
| 2. 相談先がわからない | 5. 必要としないため |
| 3. 制度の利用に不安があるから | 6. その他 () |

問57. 松戸市では成年後見制度についての疑問やお困りごと等について無料で専門家からの相談を受けることができる「成年後見相談室」が設置されています。あなたは「成年後見相談室」を知っていますか。(1つに○)

1. 知っており、利用している(利用したことがある)
2. 知っているが、利用したことはない
3. 今まで知らなかった



問58. 障害のある人に関するマーク・標識で知っているものはありますか。

(あてはまるものすべてに○)

※障害のある人に関するマーク・標識については、この調査票の巻末【障害のある人に関するマーク・標識(29～30 ページ)】を参照してください。

1. 障害者のための国際シンボルマーク
2. 盲人のための国際シンボルマーク
3. 身体障害者標識
4. 聴覚障害者標識
5. ほじょ犬マーク
6. 耳マーク
7. オストメイトマーク
8. ハート・プラスマーク
9. 手話マーク
10. 筆談マーク
11. 【白杖SOSシグナル】普及啓発シンボルマーク
12. ヘルプマーク
13. 知っているものはない

防災対策についておたずねします。

問59. あなたは、災害時(火事や地震などのとき)の避難所・避難場所を知っていますか。

(どちらかに○)

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問60. あなたは、福祉避難所の所在を知っていますか。(どちらかに○)

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問61. 避難するときに支援が必要ですか。(どちらかに○)

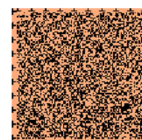
- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

問61で1に○をつけた方におたずねします。

問62. あなたは、災害時に一緒に避難してくれる人がいますか。

(昼間と夜間について、それぞれどちらかに○)

- | ひるま
[昼間] | やかん
[夜間] |
|-------------------|-------------------|
| 1. いる 2. いない | 1. いる 2. いない |



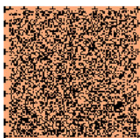
とい さいがいじ そな ちから い おも
問63. あなたは、災害時に備えてどのようなことに力を入れてほしいと思いますか。(3つまでに○)

1. 病気・障害のある人のための避難訓練の実施
2. 災害時の心得や災害に関する知識の普及
3. 病気や障害のある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立
4. 災害が発生したときの迅速な避難誘導體制の確立
5. 避難先での医療・治療体制の整備
6. 病気・障害の種類ごとの必要に対応した設備やサービス
7. 病気・障害のある人に配慮した災害情報などの伝達体制の充実
8. 避難先で安心して過ごせる仲間づくりの工夫
9. その他 ()
10. 特にない
11. わからない

とい ひなんこうどうようし えんしゃひなんし えんせいど し
問64. あなたは、避難行動要支援者避難支援制度※を知っていますか。(1つに○)

- | | |
|---------------------|----------|
| 1. すでに利用している | 3. 知っている |
| 2. 名前は知っているが内容は知らない | 4. 知らない |

※避難行動要支援者避難支援制度とは、災害が発生したときに、高齢の方や障害をお持ちの方（避難行動要支援者）で、ひとりで避難することが困難な方に、ご本人の希望に基づき、あらかじめ市の名簿に登録していただき、その名簿を基に、災害時などに地域の中で速やかに避難や安否確認などが行われるよう、地域の避難支援等関係者と共有するものです。



相談、情報提供や今後望まれる施策などについておたずねします。

問65. あなたやご家族の方は、福祉サービスに関し、必要な情報をどこで得ていますか。

(あてはまるものすべてに○)

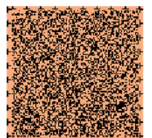
1. 近所の人
2. 友人・知人
3. 家族会や障害者団体
4. 身体障害者相談員・知的障害者相談員
5. 民生委員・児童委員
6. 保育所・幼稚園・学校
7. 市の相談窓口（市役所・障害者福祉センターなど）
8. 基幹相談支援センター
9. 社会福祉協議会の相談窓口
10. 県の相談窓口（保健所、ほっとねっと、東葛飾障害者相談センターなど）
11. 指定特定相談支援事業所
12. 通所施設・入所施設
13. 病院などの医療機関
14. 市の広報紙などのお知らせ
15. 講演会やイベント
16. テレビや新聞
17. インターネット
18. その他（)
19. 情報を得るところがない

問66. あなたが障害福祉サービスに関し、必要な情報を得る際、利用している（したことがある）媒体・サービスはありますか。（あてはまるものすべてに○）

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1. 手話放送・文字放送 | 5. その他（) |
| 2. 録音図書（デージー図書） | 6. 利用したいが、できない |
| 3. 点字 | 7. 利用していない |
| 4. Uni-Voice（ユニボイス） | |

問67. 現在、障害者の福祉に関する情報の入手方法は、あなたにとって十分ですか。（1つに○）

- | | |
|----------|------------|
| 1. 十分 | 4. まったく不十分 |
| 2. ほぼ十分 | 5. わからない |
| 3. やや不十分 | |



問68 あなたが現在、知りたい情報は何か。(もっともあてはまるもの1つに○)

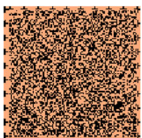
1. 医療に関すること
2. 各種障害福祉サービスの利用に関すること
3. 悩みが相談できる人や団体、機関について
4. 障害を持つ仲間と出会える場について
5. 地震や火事などの災害の情報のことについて
6. その他 ()
7. 特になし

問69 福祉に関する情報の入手についてあなたが困っていることはありますか。
(あてはまるものすべてに○)

1. どこに情報があるかわからない
2. 情報の内容がむずかしい
3. 点字版、録音テープや音声コードなどによる情報提供が少ない
4. パソコン・スマホなどの使い方がわからないため、インターネットが利用できない
5. パソコン・スマホなどを持っていないため、インターネットが利用できない
6. その他 ()
7. 特に困っていない

問70 あなたは、ふだん、心配事について誰(どこ)に相談していますか。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---------------------------------------|---------------------------|
| 1. 家族・親戚 | 11. 事業所(指定特定相談支援)の相談支援専門員 |
| 2. 近所の人 | 12. 通所施設・入所施設の職員 |
| 3. 友人・知人 | 13. 病院・診療所など医療機関の職員 |
| 4. 同じ障害や病気のある人 | 14. 保育所・幼稚園・学校の先生 |
| 5. 家族会や障害者団体の人など | 15. 社会福祉協議会の職員 |
| 6. 職場の人 | 16. 相談先がわからない |
| 7. 民生委員・児童委員 | 17. その他 () |
| 8. 市の相談窓口
(市役所・障害者福祉センターなど) | 18. 誰にも相談しない |
| 9. 基幹相談支援センターの職員 | |
| 10. 県の相談窓口(保健所、ほっとねっと、東葛飾障害者相談センターなど) | |



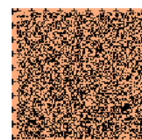
問71. 市では、緊急事態への対応として、介護者（ご家族等）の急病や事故などの、やむを得ない理由により、残された本人が生活を維持できない場合などの緊急時に、事前登録をしている方に対し、概ね1週間、短期入所等へ入所できる「緊急一時支援」を行っています。知っていますか。（1つに○）

1. 知っており、利用したい（している）
※利用中（事前登録済）の方も含む
2. 知っているが、今のところ利用の必要はない
3. 今まで知らなかったが、利用したい
4. 今まで知らなかった



問72. これから特に力を入れてほしい（優先的に実施してほしい）障害者施策はどのようなことですか。（5つまでに○）

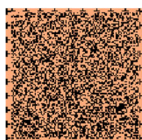
1. 障害の予防・早期発見・保健指導体制の充実
2. 地域リハビリテーション体制の充実
3. 福祉に関する情報提供や相談の充実の保障
4. 手当などの経済的支援の充実
5. 就労の援助や雇用の促進
6. スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進
7. グループホームなどの整備
8. 障害のある人の権利を擁護するための施策の推進
9. 障害のある人が住みやすい住宅の確保や居住環境の改善・整備
10. 賃貸物件に入居する際、保証人の役目を公的に行ってくれる制度
11. 道路や交通機関などのバリアフリーのまちづくりの推進
12. 障害のある人のコミュニケーション支援施策（手話通訳、要約筆記など）
13. 障害のある人のための防災体制の確立
14. 救急医療・小児医療体制の充実
15. 成年後見制度の周知・促進
16. 金銭管理の支援
17. 保護者などがなくなった後の生活支援の充実
18. ボランティア活動の推進
19. 障害者理解への啓発や交流促進
20. 地域共生社会の実現に向けた施策の推進
21. 医療やリハビリテーションの充実
22. 障害のある人の福祉サービスの充実
23. その他（)
24. 特になし



問73. 最後に、あなたは、生活している中で、どのようなことで困ることがありますか。将来への不安も含めて、ご自由にお書きください。

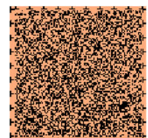
This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and extend across the width of the page. There is a solid black vertical line along the left edge, creating a margin. The paper appears to be from a notebook or a standard ruled document.

質問は以上で終わります。お忙しいところ、ご協力いただきましてありがとうございました。ご記入いただきましたアンケート用紙は、●月●日（●）までに同封の返信用封筒に三つ折りにして封入し、ポストに投函くださいますようお願いいたします。切手を貼る必要はありません。インターネットを利用して回答していただく場合は調査票の返送は不要です。

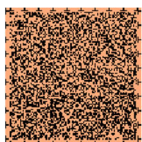


しょうがいふくし どう ないよう とい とい とい とい
【障害福祉サービス等の内容】 問19・問21・問24・問25

	サービス名	サービスの内容
1	きょたくかいご 居宅介護（ホームヘルプ）	じたく にゅうよく はい しよくじ かいご おこな 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
2	じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	じゅうど したいふじゆうしゃ じゅうど ちてきしょうかい ひと 重度の肢体不自由者または重度の知的障害のある人もしくは せいしんしょうがい こうどうじょういちじ こんなん ゆう ひと つね は精神障害により、行動上 著しい困難を有する人で常に かいご ひつよう ひと じたく にゅうよく はい しよくじ かいご 介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、 がいしゅつじ いどうしえん そうごうてき おこな 外出時における移動支援などを総合的に 行います。
3	どうこうえんご 同行援護	しかくしょうがい いどう いちじる こんなん ゆう ひと いどう 視覚障害により、移動に 著しい困難を有する人に、移動に ひつよう じょうほう ていきよう だいひつ だいどく ふく いどう えんごとう 必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の がいしゅつし えん おこな 外出支援を行います。
4	こうどうえんご 行動援護	じ こ ほんだんのうりよく せいげん ひと こうどう きけん 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険 かいひ ひつよう がいしゅつし えん おこな を回避するために必要な支援や外出援護を行います。
5	じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん 重度障害者等包括支援	かいご ひつようせい たか ひと きょたくかいごとうふくすう 介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを ほうかつてき おこな を包括的に 行います。
6	たんきにゅうしょ 短期入所（ショートステイ）	じたく かいご ひと ひょうき ばあい たんきかん やかん ふく 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め しせつ にゅうよく はい しよくじ かいごとう おこな 施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
7	じりつくんれん きのうくんれん 自立訓練（機能訓練）	じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いっていきかん 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、 しんたいのうりよく こうじょう ひつよう くんれん おこな 身体能力の向上のために必要な訓練を行います。
8	じりつくんれん せいかつくんれん 自立訓練（生活訓練）	じりつ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ せいかつのうりよく 自立した日常生活または社会生活ができるよう、生活能力 こうじょう ひつよう くんれん おこな の向上のために必要な訓練を行います。
9	しゅうろうういこうしえん 就労移行支援	いっばんきぎょうとう しゅうろう きぼう ひと いっていきかん しゅうろう 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に ひつよう ちしき のうりよく こうじょう ひつよう くんれん おこな 必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行 います。
10	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援（A型）	こようけいやく もと ばたら ば ていきよう いっばんしゅうろう 雇用契約に基づく働く場を提供するとともに、一般就労 む ちしき のうりよく こうじょう ひつよう くんれん に向けて、知識および能力の向上のために必要な訓練を おこな 行います。
11	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援（B型）	いっばんきぎょうとう しゅうろう こんなん ひと ばたら ば ていきよう 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供すると ともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行 います。
12	しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援	いっばんきぎょうとう しゅうじよく ひと しゅうろう ともな せいかつめん かだい 一般企業等に就職した人に、就労に伴う生活面の課題に たいおう しえん おこな 対応するための支援を行います。
13	せいかつかいご 生活介護	つね かいご ひつよう ひと ひるま にゅうよく はい しよくじ 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の かいごとう おこな そうさくてきかつどう せいさんかつどう きかい 介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会 ていきよう を提供します。
14	りょうようかいご 療養介護	いりよう じょうじかいご ひつよう ひと いりようきかん きのうくんれん 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、 りょうようじょう かんり かんご かいご にちじょうせいかつ しえん おこな 療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行 います。

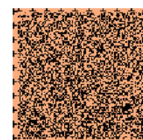


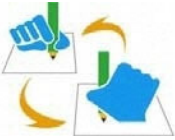
	サービス名	サービスの内容
15	施設入所支援	施設入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
16	共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
17	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
18	計画相談	障害福祉サービス等の利用を希望する障害のある人について、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとに計画の検証等を行います。
19	地域移行支援・地域定着支援	施設や病院に入所・入院している障害のある人に対して、地域生活に移行するための支援や、居宅で単身生活する障害のある人の相談等に対応します。
20	訪問入浴サービス	家庭での入浴が困難な重度障害者等に対し、巡回入浴車による訪問入浴サービスを行います。
21	日中一時支援	障害児の放課後対策や、日中における障害のある人（障害児）の一時保護を行います。
22	移動支援	外出時に移動に関する支援が必要な障害のある人に対し、ガイドヘルパーなどによる移動の支援を行います。



しょうがい ひと かん ひょうしき とい
【障害のある人に関するマーク・標識】問58

	めいしょう 名 称	ひょうしき マーク・標 識	がいようとう 概要等
1	しょうがいしゃ 障害者のための国際 シンボルマーク		しょうがい ひと りよう たてもの しせつ 障害のある人が利用できる建物、施設であることを めいかく あらわ せかいきょうつう 明確に表すための世界共通のシンボルマークです。 しやう せつ び マークの使用については国際リハビリテーション きやうかい しやうししん さだ 協会の「使用指針」により定められています。
2	もうじん 盲人のための国際 シンボルマーク		せかいもうじんれんごう ねん せいでい もうじん 世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための せかいきょうつう しやくしょうがいしゃ あんぜん 世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリア こうりよ たてもの せつ び き き フリーに考慮された建物、設備、機器などに付けら れれています。しんこうき こくさいてんじゆうびんぶつ しよせき 信号機や国際点字郵便物・書籍などで みぢか み 身近に見かけるマークです。
3	しんたいしょうがいしゃひょうしき 身体障害者標 識		したいふじゆう りゆう めんきよ じょうけん ふ 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付され かた うんてん くるま ひょうじ ている方が運転する車に表示するマークで、マーク ひょうじ どりよく ぎ む の表示については、努力義務となっています。
4	ちょうかくしょうがいしゃひょうしき 聴覚障害者標 識		ちょうかくしょうがい りゆう めんきよ じょうけん ふ 聴覚障害であることを理由に免許に条件を付され かた うんてん くるま ひょうじ ている方が運転する車に表示するマークで、マーク ひょうじ ぎ む の表示については、義務となっています。
5	けん ほじょ犬マーク		しんたいしょうがいしゃほじょけんほう けいほう 身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。 しんたいしょうがいしゃほ じょけん もうどうけん かいじょけん ちょうどうけん 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬 のこを言います。しんたいしょうがいしゃほ じょけんほう て、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートや こうきやう しせつ こうつうき かん スーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、 しんたいしょうがい ひと しんたいしょうがいしゃほ じょけん どうはん 身体障害のある人が身体障害者補助犬を同伴するの う い ぎ む を受け入れる義務があります。
6	みみ 耳マーク		き ふじゆう なことを表すと同時に、聞こえない ひと き はいりよ あらわ 人・聞こえにくい人への配慮を表すマークです。ま まどぐちとう けいじ ばあい ちょうかくしょうがいしゃ た、窓口等に掲示されている場合は、聴覚障害者へ はいりよ たいおう あらわ 配慮した対応ができることを表しています。
7	オストメイトマーク		じんこうこうもん じんこうぼうこう オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱 ぞうせつ はいせつきのう しょうがい しょうがいしゃ を造設している排泄機能に障害のある障害者のこと をいいます。 このマーク（JIS Z8210）は、オストメイトのた め せつ び たいおう およ 設備（オストメイト対応のトイレ）があること及び あらわ オストメイトであることを表しています。



	めいしょう 名 称	ひょうしき マーク・標 識	がいようとう 概要等
8	ハート・プラスマーク		「身体内部に障害がある人」を表しています。 身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。
9	手話マーク		耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。
10	筆談マーク		耳が聞こえない人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に着けるビブスなどに掲示することもできます。
11	【白杖SOSシグナル】 普及啓発シンボルマーク		白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。
12	ヘルプマーク		義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。

